

教育関係要望項目

東京都教育庁におかれましては、日頃より LD 等発達障害児・者へのご支援をいただき誠にありがとうございます。

私ども親の会では、教育庁と福祉保健局との連携をより進めていただき、一人ひとりの児童生徒への一貫した支援体制を希望しております。

今後とも更なるご支援を期待し、以下の通り要望しますので、ご回答よろしく申し上げます。

1. 早期発見、早期療育について

- (1) LD 等発達障害児の早期の確定診断は難しいと言われていますが、その反面、早期療育を行う事はその後の発達に最も効果が大きいと言われていています。また早期発見できた場合でも、療育を受けられる児童と受けられない児童のギャップが大きいのも現実です。希望する児童すべてが適切な療育を受けられる様、療育の場を増やし、療育の回数を増やしていただく様にお願いします。
- (2) 診断名がはっきりとつかないハイリスクと思われる児童や、ボーダーラインの児童にも療育を行う場を増やしてください。また、早期に発達障害を疑われる児童の保護者に、療育の内容と支援効果を示し、理解を求めていく様な環境を整えてください。
- (3) 保育所の急増により、保健師の発達障害への理解不足が心配されます。保育士、幼稚園教諭、保健師等幼児期の子どもに関る方々に、①発達障害の基礎知識、②発達障害児への接し方、③発達障害が疑われる子どもがいた場合の保護者への伝え方や連絡方法、等を研修し、発達障害に対する理解を促進するような体制を整えてください。

2. 幼稚園、保育園での特別支援教育

- (1) 幼児期に発達障害の診断を受けた児童が十分な就学前支援を受けられる様に区市町村に働きかけてください。また幼稚園、保育園において、特別支援教育を充実させ学校生活への移行がスムーズに行われる様、就学支援シートの普及を呼びかけてください。
- (2) 幼稚園、保育園等における特別支援教育コーディネーターの指名数と実態を教えてください。

3. 就学相談

- (1) 就学相談で作られる就学支援ファイルによってどの様に就学先が決められるのか、その基準を具体的に教えてください。また区市町村によって地域格差が生じない様、ご指導ください。
- (2) 特別支援教育推進室の利用状況を、具体的な数字をあげて教えてください。

4. 通常学級における支援

- (1) 小学校、中学校の通常学級の教員の LD 等発達障害への理解の不十分さにより、不適切な指導を受ける児童生徒がいます。

【例】小学校1年で入学した日から、板書を連絡帳に写す様に求められ、文字の習得前だったので、最初から自信を失った。

通常学級の教員が ①LD 等発達障害に対する理解の促進、②LD 等発達障害のある児童生徒への指導力の向上、が図られる様な体制を整えてください。

- (2) ひらがな、カタカナの指導時間が短く十分に理解しないまま先に進んでしまいます。基礎学力修得に時間を割いてください。
- (3) 通常学級での学習支援員の役割については、地域や学校規模による支援内容のばらつきがあり、配置に大きな格差が見られます
- 【例】 サポートを希望しても支援員をつけてもらえないことが多い。必要としている児童が他にもいると断られる。通級を利用しているからと断られる。人員とサポートする時間の短さが問題。支援内容のばらつきや配置格差が生まれない様、東京都教育庁がどの様に取組んでいるのかを具体例を挙げてお聞かせください。
- (4) 通常学級と通級指導学級(以下、通級)の連携を深め、通級での指導内容が通常学級でも生きる様にしてください。通常学級で多くの時間を過ごす通級児童にとって、通常学級の担任が、通級での指導の取り組みを理解して下さる事により、より成果が上がるだけでなく、通常学級運営の工夫にも役立つものと考えます。
- (5) スクールカウンセラー活用事業は、いじめ、暴力行為、不登校等、児童生徒の問題行動への心理的ケアを目的とされておりますが、問題行動の背景には LD 等発達障害がある例が少なくないことは周知の通りです。すべての学校にスクールカウンセラーの常時配置を望むと共に、スクールカウンセラーにも教員と同様に発達障害等に関する研修を実施してください。

5. 通級指導学級、特別支援学級への入級判定について

- (1) 入級判定の基準について、ガイドラインを明確にしてください。タイプの違う心理テストが使用され、IQ 数値に大きな差が出たため、通級には IQ が届かず、特別支援学級には IQ が高すぎると言われ、対象ではないと言われた例があります。東京都では①通級と特別支援学級で異なる心理テストを採用する理由、②田中ビネーと WISC どちらの数字を判定の参考にするのか、ガイドラインを明確にしてお聞かせください。
- (2) 入級判定、通級判定については、心理テストの数値だけではなく、機能や障害特性などを総合的に判断していただく様、区市町村を指導して下さい。
- (3) 複数の障害を併せ持つ子どもの指導方法の確立をお願いします。
どの障害にも特徴が届かず、IQ 数値のボーダーラインで診断名はつかないが重複した困難を持つ児童生徒には、なかなか支援が届きません。ボーダーラインの児童生徒にも支援が行き届く様に希望します。

6. 高等学校の支援

- (1) 都立高校入試において特別な配慮を受けられる事を、中学校において障害のある生徒や保護者に早くから広報してください。
- (2) 都立高校入試の特例申請については、中学生の時に特別な支援を受けていた実績がないと申請できないという事ですが、特例申請を希望した障害がある全ての生徒が申請できる様に配慮してください。
- (3) 社会に出るための移行支援、キャリア教育が高校では特に重要です。これらのプログラムは授業等などの様に組み入れられているのかを、具体的にお聞かせください。
- (4) LD 等発達障害者には、社会に出てから金銭管理で躓く事が多く見られています。高等学校で金融教育、消費者教育を行ってください。
- 【例 1】 友人に貯金から多額のお金を貸したが、あとでだましとられたとわかる。多額のお金のやり取りに注意することを知らなかった。
- 【例 2】 バランスを欠いた金銭の使用。趣味の事にお金をつぎ込みすぎ、交通費もないほど生活に困る。

7. 支援ツールの使用

(1) 授業に支援ツールや技法を積極的に取り入れてください。

【例】NHK デジタル教材、国立特別支援教育研究所データベース、NPO 法人全国LD親の会のサポートツール・データベース等の活用

(2) 特別支援学級や通級指導学級で独自に開発された指導法やツールで、通常学級の授業の中で使えるものを、情報交換して取り入れてください。

(3) 電子黒板、タブレット、電子教科書などを、小中高等学校でニーズに合わせて自由に(オープンに)使用できる様に働きかけてください。平成 23 年(2011 年)4 月の国の『教育の情報化ビジョン』にも、平成 32 年(2020 年)までにデジタル教科書・教材の活用、教室への電子黒板の整備、1 人 1 台の情報端末の整備を実施すべき、と明確に書かれています。

8. 一般の都民への啓発について

(1) 障害者差別解消法、障害者虐待禁止法、いじめ防止法、等の成立により、障害者へのいじめ、虐待の防止、差別の禁止が叫ばれておりますが、実情はまだ多くの誤解と偏見が存在します。一般都民の意識の向上を目指し、発達障害者等見かけではわかりにくい障害への理解啓発についてもご尽力をお願いします。

9. 東京都 第三次特別支援教育推進計画について

(1) 特別支援教育推進計画 第三次実施計画の進捗状況と、特別支援教室モデル事業の成果を具体的にお聞かせください。

(2) 東京都における通級の指導は多大な効果があります。通級は存続するのか不安視する声も聞かれますが、今後の通級の指導と特別支援教室における指導との関係と展望を、具体的にお聞かせください。

(3) 平成 26 年度以降の特別支援教育等、東京都の教育ビジョンの展望をお聞かせください。

以上